

令和7年度乳がんセルフチェック事業実施要項

1 目 的

乳がんのセルフチェック方法についてのDVD視聴及び乳がん触診モデルでの触診体験を通して、より多くの組合員及びその被扶養者が乳がんの早期発見に自ら積極的に取り組むことを目的とします。

2 背 景

当支部では悪性新生物（がん）の加入者一人当たりの医療費の中で「乳がん」が最も高くなっており、早期発見・早期治療ができていない可能性があります。このことからデータヘルス計画の重点取組の一つとして、所属での乳がんセルフチェック事業を昨年度に引き続き実施します。

3 主 催

秋田県教育委員会
公立学校共済組合秋田支部

4 実施期間 令和7年4月8日から令和8年3月31日

5 貸出対象

- (1) 公立学校共済組合秋田支部（以下「秋田支部」という。）の所属所及び秋田支部の組合員で構成する研修会等（以下「所属所等」という。）
- (2) 秋田支部の組合員（任意継続組合員を除く。）及びその被扶養者（以下「組合員」という。申請者は組合員とする。）

6 貸出物品

- (1) 所属所等
乳がん触診モデル
DVD「乳がん自己検診のすすめ」（上演時間約9分）
- (2) 組合員
DVD「乳がん自己検診のすすめ」（上演時間約9分）

7 事業内容

- (1) 秋田支部は所属所等に貸出物品（乳がん触診モデル1台、DVD「乳がん自己検診のすすめ」原則として1枚）を送付し、所属所等に属する組合員にDVDの視聴、乳がん触診モデルでの触診体験をしてもらうとともに、事業の参加者にブレストケアグラブ（乳がん自己検診のための手袋）付きリーフレットを配付します。
- (2) 秋田支部は組合員に貸出物品（DVD「乳がん自己検診のすすめ」1枚）を送付し、組合員にDVDの視聴をしてもらうとともに、事業の参加者にブレストケアグラブ（乳がん自己検診のための手袋）付きリーフレットを配布します。

8 貸出期間

原則として貸出日（秋田支部からの発送日）から返却日（秋田支部への到着日）までの期間を12日以内とします。

貸出日は令和7年4月8日からとし、返却日は令和8年3月31日までとします。

9 貸出回数

(1) 所属所等

貸出回数は、実施期間内に1所属所につき1回とします。ただし、研修会の開催等の場合、実施期間内2回以上の貸出を認める場合もあります。

(2) 組合員

組合員1名につき1回とします。ただし、所属所等での事業に参加した組合員による申込も認めます。

10 申込及び日程調整

貸出日の概ね1か月前までに秋田支部へ電話（TEL：018-860-5221）にてお問い合わせください。貸出物品の在庫を確認し、日程調整します。

貸出希望日まで1か月未満であっても、在庫状況などにより貸出可能な場合がありますのでご相談ください。

日程確定の後、次の申請書を秋田支部へ提出してください。様式は秋田支部のホームページにも掲載しています。

(1) 所属所等

「乳がんセルフチェック事業申請書（様式1－1）」

(2) 組合員

「乳がんセルフチェック事業申請書（様式1－2）」

○提出先

〒010-8580 秋田市山王三丁目1－1 秋田県教育庁福祉課内
公立学校共済組合秋田支部 調整・企画チーム

11 決定通知

秋田支部において申請書を確認後通知します。

(1) 所属所等

「乳がんセルフチェック事業決定通知書（様式2－1）」により所属所長あて

(2) 組合員

「乳がんセルフチェック事業決定通知書（様式2－2）」により組合員あて

12 貸出物品等の送付及び返却

(1) 所属所等

秋田支部は貸出日に宅配便等により貸出物品を送付します。所属所等は返却日までに宅配便等により貸出物品を秋田支部へ返却してください。

(2) 組合員

秋田支部は貸出日に郵送等により貸出物品を送付します。組合員は返却日までに郵送等により貸出物品を秋田支部へ返却してください。

13 送付費用の負担

(1) 所属所等

貸出物品を所属所等へ送付する費用、及び所属所等から秋田支部へ返却する際の送料は秋田支部が負担します。貸出物品を所属所等へ送付する際に返却用の宅配便着払い伝票を同封しますので、返却時にご利用ください。

(2) 組合員

貸出物品を組合員へ送付する費用、及び組合員から秋田支部へ返却する際の送料は秋田支部が負担します。貸出物品を組合員へ送付する際に返送用封筒を同封しますので、返却時にご利用ください。

14 実施報告

(1) 所属所等

貸出物品を秋田支部へ返却した日以降7日以内に「乳がんセルフチェック事業実施報告書（様式3－1）」を秋田支部へ提出してください。

(2) 組合員

貸出物品を秋田支部へ返却する際に「乳がんセルフチェック事業実施報告書（様式3－2）」も一緒にお送りください。

15 実施上の遵守事項等

- (1) 貸出物品を借用する所属所等・組合員（以下「借用者」という。）は借用した貸出物品を他に譲渡、転貸、又は複製しないでください。
- (2) 借用者は、借用した貸出物品を紛失、破損等のないよう丁寧に取り扱ってください。
- (3) 借用者は、借用した貸出物品を紛失、破損又は汚損した場合、借用者の責任により原状回復してください。ただし、これが困難な場合は秋田支部と借用者双方の協議により、これと異なる方法によることができます。

16 5(1)の場合におけるサービスの取り扱い

- (1) 県教育委員会に属する職員については、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年条例第5号）第2条第2号の規定に基づき、職務に専念する義務が免除されます。ただし、育児休業中の職員は、職務免除の手続きは不要です。
- (2) 市町村立学校の教職員については、当該市町村の定めるところに従ってください。
- (3) 団体職員については、当該団体の定めるところに従ってください。

17 その他

- (1) 当事業で講師は派遣いたしません。所属所等で講師を招いた講習会を希望する場合は、秋田支部の「職場の健康づくり支援事業」の講師料補助事業の利用が可能です。講師派遣先が不明の場合は秋田支部へご相談ください。
- (2) 乳がんセルフチェック事業の貸出対象に該当しないと判断した場合、貸出できない場合がありますので、ご不明な場合は担当までご相談ください。